

募集期間

令和6年4月1日(月)～5月15日(水)

対象事業

- (1) 学びを支援する事業
- (2) 子どもや親を対象とした居場所づくりや相談支援を行う事業
- (3) 衣食住などの生活の支援を行う事業
- (4) 児童又はその保護者の就労を支援する事業
- (5) 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援事業
- (6) その他子育て支援に資する事業
- (7) 【子ども食堂枠】子ども食堂運営事業

※国、地方公共団体その他民間の助成機関からの助成を受ける事業は、対象としない。

事業実施期間

助成金の交付決定を受けた日から令和7年3月31日(月)まで

対象団体

- 主たる事務所の所在地が愛媛県内にあること。
- 活動を行う区域が主として愛媛県内であること。
- 活動の目的が団体等の規約その他の規程に明確に示されていること。
- 助成した年度に限らず自立して継続した活動ができること。
- 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者が活動に関与していないこと。
- 会計管理が適切に行われること。
- 団体の主たる目的が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ①宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - ②政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ③特定の政党や候補者等を推進し、支持し、又はこれらに反対すること。

※なお、子ども食堂枠申込団体は、上記の要件に加え、次の要件を全て満たす団体とします。

- 参加者及びスタッフの傷害保険に加入し、安全確保に努めていること。
- 愛媛県内の保健所が実施している食品衛生管理に関する講習又は研修を受講していること。



対象経費

賃金
報酬費
旅費

イベント等で短期に雇用するアルバイト・講師等への謝礼及び旅費など
※団体構成員への謝金・人件費等は対象外

需用費

消耗品費、印刷製本費、事務参考書籍、単価50,000円未満の物品など

役務費

通信運搬費(郵送料、電話代)保険料(ボランティア保険料など)
※事務局の光熱水費、電話代等は対象外

委託料

イベント等での会場設営委託など映像ソフト制作など

使用料
及び
賃借料

会場使用料、レンタル料、リース料など
※事務局の賃料は対象外

※その他、詳細につきましては、
交付要領をご確認ください。

応募方法

応募しようとする団体等は「令和6年度えひめ子どもサポート事業助成金申込書」に必要書類を添付の上、裏面の事務局へ提出してください。ただし、1団体1事業とします。

様式ダウンロード(愛媛県社会福祉協議会ホームページ)

<https://www.ehime-shakyo.or.jp/>

【相談支援・生活支援】→【えひめ子育てネットワーク形成事業】

ホームページから申請書の書き方などをまとめた「えひめ子どもサポート事業助成金ハンドブック」がご覧になれます。
応募に際して、子どもがもつ権利について国連総会で定められた「子どもの権利条約」もご一読ください。
<https://www.moj.go.jp/content/001392920.pdf>

選考方法

愛媛県社会福祉協議会が愛媛県の委託を受けて設置する「えひめ子ども支援ネットワーク会議」において、総合的に審査し、県の承認を得て決定します。

【選考時期】 令和6年6月上旬

助成金採択団体数

【一般枠】15団体程度 【子ども食堂枠】5団体程度

※応募の状況によっては、助成額の調整により採択団体数が増減する場合があります。
参考：令和5年度採択団体数 21団体(応募団体35団体)